特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名

日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務 全項目評価書

評価実施機関名	
	日本私立学校振興・共済事業団

提出日	
	令和3年12月13日

概要説明日		
	令和3年12月15日	

(目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	特定個人情報ファイル(年金ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0	総評	12
\bigcirc	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査 結果	所見
(1)しきい値判断 に誤りはないか。	_			ı	-	対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主 体が実施している か。	_	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。			問題はいれない	特定個人情報ファイルは、日本私立学校 振興・共済事業団が公的年金業務等に関 する事務において保有するものであること から、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	_	_		ı	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に 実施しているか。	_	_	-	-	認めら	特定個人情報ファイルを取り扱う公的年金業務システムの改修は、令和4年1月以降にプログラミングの開始を予定しており、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。	_	_	_		問題は 認めら れない	国民への意見募集については、日本私立学校振興・共済事業団のホームページにて、32日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報 保護評価の対象 となるずき、特評価 人情報であ事き、特評価 情報での対策 は「大きなでのはでいるか」 に記載しているか。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団における 公的年金業務等に関する事務について、 求められる事項が具体的に記載されてい る。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(7)記載情報を 記載情報を 記載情報を 記載情報を 記載情報を 記述報報を の部情報を の部情報を を軽減 でも のが でできるか。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団における 公的年金業務等に関する事務に係る番号 制度への対応は日本私立学校振興・共済 事業団企画室が行っており、特定個人情 報保護評価の対象となる事務の実施に当 たって、リスクを軽減させるための措置の 実施等については、責任を負うことができ る部署である。
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は 認めら れない	
	①特定個人情報の大学をできます。 (1) はいます できません いっぱい しょう しょう しょう はい はい しょう はい	3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.4 ~ P.6	I 2. ②	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団におけ る公的年金業務等に関する事務の内容に ついて、学校法人等及び加入者の適用事
(8)特定個人情報 保護評価の対象		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.4 ~ P.6	I 2. ③	問題は 認めら れない	務、年金裁定・給付事務、記録照会・年金相談事務、年金からの住民税の特別徴収に係る事務、被用者年金の一元化に伴う申請書等の受付・回付事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 別添1の事務の内容において、年金請
となる事務の内容 の記載は具体的 か。当該事務にお ける特定個人情 報の流れを併せ て記載している か。		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.7	I 4. ①	認めら	求者等から入手した個人番号等や口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介し入手した公的給付支給等回座登録簿関係情報(以下「口座関係情報」という。)等、公的年金の支給に必要な情報を公的年金業務システムで特定個人情報ファイルとして保有すること等、特定個的に記載されているほか個人番号を利用するまたの提出との第2445で
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.7	I 4. ②	問題は 認めら れない	書類の提出が省略できること、公的年金の 適正な給付に資すること等、期待されるメ リットについて具体的に記載されている。 また、情報提供ネットワークシステムによ る情報連携について、法令上の根拠が適 切に記載されている。
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.8 ~ P.10	I (別添1)	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(9) 特元のでは、1000円のでは、1		_	P.19 ~ P.32	III 、IV	問題は 認められない	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
(10)株字され <i>た</i> 山		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.32	IV 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検及び監査については、個人情報管理規程に基づき、情報セキュリティに関する自己点検計画を策定し、年に1回以上、全職員及び派遣職員に対し自己点検
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.32	IV 1. ②	問題は 認めら れない	シートを配布の上、自己点検を行わせ、点検結果を提出させていること、セキュリティ監査時は、自己点検の結果を確認し、総括保護管理者に報告すること等が具体的に記載されている。 従業者に対する教育・啓発については、個人情報管理規程に基づき、全職員及び派遣職員を対象にした年1回以上のセキュ
人のプライバシの プライバシの 権利利然所と 国民・住民と に頼の個人 信頼個の妥 は で のか。		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.32	IV 2.	問題は 認めら れない	リティ研修とセキュリティ自己点検を実施し ていること等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.34	VI 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。
(12)個人のプライ バシー等の権利 利益の保護・住民の信頼の国標東で個人の 国のでは、国のでは は、国のでは は、国のでは は、国のでは は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	_	_	P.1	表紙	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団は、公的 年金業務において特定個人情報ファイルを 取り扱うに当たり、特定個人情報ファイル の取扱いが個人のプライバシー等の権利 利益に影響を及ぼしかねないことを理解 し、特定個人情報の漏えいその他の事態 を発生するリスクを軽減させるために適切 な措置をもって個人のプライバシー等の権 利利益の保護に取り組んでいることを宣言 している。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 2. ③	問題は認 められな い	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.11	I 2. 4	問題は認 められな い	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.12	I 3. 4	問題は認 められな い	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.12	I 3. ⑤	問題は認 められな い	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.13	II 3. ⑥	問題は認 められな い	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.13	Ⅱ 3. ⑧	問題は認 められな い	
	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセ	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.13	II 3. ®	該当なし	特定個人情報を保有する必要性として、 年金記載定・給付事務に対おいて口座関 係情報等を取得するため等が具体的に記
報保護評価の対 象となる事務の	スの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報の 定個人情報 ファイルの取	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.13	II 3. ®	問題は認 められな い	載されている。 特定個人情報の入手・使用については、 使用方法として個人番号は生涯共済番号 と紐付けて管理を行うこと、個人番号は情
体的か。当該事 務における特定 個人情報の流れ	扱いの委託、 特定個人情報 の提供・移転、	16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.14 ~ P.15	II 4. ②	められな	報提供ネットワークシステムを介した情報 提供・照会において使用すること等が具体的に記載されている。
を併せて記載しているか。	特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.14 ~ P.15	II 4. ⑤	問題は認 められな い	特定個人情報の保管・消去について、システムデータはマシン室で一括管理をしていること、端末は盗難防止用チェーンにて盗難・紛失防止対策を行っていること等が具体的に記載されている。
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.14 ~ P.15	II 4. ®	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.16 P.56 ~ P.77	I 5. ②	問題は認 められな い	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.17	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.17	II 6. ①	問題は認 められな い	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.17	I 6. ②	問題は認 められな い	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.17	I 6. 3	問題は認 められな い	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見										
	スクを軽減するために講ずべき措 ③特定個人情 置についての記 報の入手につ	全 ③特定個人情 報の入手につ	③特定個人情 報の入手につ	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認 められな い									
				報の入手につ	報の入手につ	報の入手につ	報の入手につ	報の入手につ				25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。										26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.19	Ⅲ 2. リスク2:	められない	対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、個人番号カード(写し)等の添付書類を求めること、必要な情報以の入手を防止するための措置として、手紙に必要な事項のみを規定した様式により情報を入手すること等が具体的に記載さ		
(11)記載されたリスクを軽減させる ための措置は、 個人のプライバシー等の権利利	れたリスクを 軽減するために講ずべき措置を具体的に 記載しているか。記載され	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	皿 2. リスク3:	問題は認 められな い	れている。 入手の際の特定個人情報の漏えい・紛 失を防止するリスク対策として、システム 入力後の申請書等は所定の保管場所に 保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講ずること、地方公共										
益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と いう特定個人情 報保護評価の目 的に照らし、妥当 なものか。	た対策は、特 定個人情報保 護評価の目的 に照らし妥当 なものか。	28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認 められな い	団体情報システム機構との連携においては、専用回線である住民基本台帳ネットワークシステムを用いるほか、情報の暗号化を実施すること、公的年金給付総合情報連携システムから入手する場合は、専用線を用いているため他のシステムから										
74 0071170		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	皿 2. リスク3:	問題は認 められな い	のアクセスが行えないこと等が具体的に記載されている。										
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.20	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない											
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.20	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし											

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	III 3. リスク2:	問題は認められない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、事務の目的を超えて口座関係情報等が利用できないように、口座関
	④報いれ軽に置記かた定護にな特のて、リオでは、対して、リオでは、対して、リオでは、対して、リオでは、対して、リオでは、情のとかでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認 められな い	係情報等に不必要な情報が紐づかないようにアクセス制御されていること、ログは定期的に及び必要に応じ随時にチェックを行うこと等が具体的に記載されている。 従業者が事務外で使用するリスク対策として、個人番号を含む特定個人情報を取り
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 3. リスク2:		扱うことが必要な職員にのみ情報照会を 許可することで、必要最小限の職員に限 定するとともに、情報照会のログ等を定期 及び必要に応じ随時に分析し、不適切な 使用を防止すること等が記載されている。 不正に複製されるリスク対策として、特定
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	皿 3. リスク2:	問題は認められない	個人情報は、アクセス権限制御によりセキュリティが担保されている基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードできないこと等が具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認 められな い	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.23	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	II 4. 情報管理 体制	問題は認 められな い	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	III 4. 閲覧者の 制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
	⑤報いれ軽に置記かた定護にな特のてた減講を載。対個評明も長くないないない。⑤報・スるべ体で載は情のしかのにできまり、ののは、ののは、をめ措にるれ特保的当場を	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体 的に記載しているか。記載された対策は、特定個 人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 4. 提供ルー ル		調達時の確認として、委託先は、認証資格を取得するなど情報セキュリティの管理体制が確保された業者とすること、契約書に基づき、秘密情報の取扱い、安全管理体制の整備等の実施を遵守する旨の秘密保持約定書の提出を求めること等が具体的に記載されている。 委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる担当者を必要最小限に限定し、当該者のみア
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 4. 消去ルー ル		クセス権限を付与すること、オンラインで参照した場合は、使用者及び参照箇所のログを取得し、一定期間保管すること、契約の履行において知り得た秘密を他に漏らしてはならない旨を契約書に定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていないこと等が具体的に記載されている。
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.25	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
	べき措置を具	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認 められな い	不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策として、国税庁への公的年金等の源泉徴収票の提出においては、提出する媒体の規格が定められており、暗号化した上で、提出時にチェックシートによるチェッ
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	クを行い、媒体とともに提出し受領印を取得していること、市町村(地方税電子化協議会)への公的年金等支払報告書の提出においては、提出は大正で、提出時は公的年報情報電子媒体送付書に双方で確認印を押印して提出し、返還時は公的年報情報電子媒体返還書に双方で確認印を押印して返還を受けること等が具体的に記されている。また、公的年金給付総合情報連携システムでの提供については、専用線を用いて行うことにより、決められた提供先のみに必要な情報を提供できる仕組みが構築さ
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	れていること、厚生労働省(日本年金機構)が提示したセキュリティポリシーに従っていること等が具体的に記載されている。
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2)) 主な考慮事項		主な考慮事項(細目)		当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	III 6. リスク1:	問題は認められない	情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の入手は、受取口座として登録した公金受取用希望チェック欄を設けた場合に和用希望が確認報照会では、受助用・当場合に組織の力になり、口座関係情報をは、ている主により、直にという。ことにより、直にという。ことにより、直にという。ことにより、直には、では、一般では、では、一般では、では、一般では、では、一般では、では、一般では、では、一般では、一般
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	III 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
ネッ スラ 続! 特! スク	⑦情報提供 ネットワーの接 続にさいれたリスクを軽減講するために置き でき措置を具	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
	体的に記載し ているか。記 載された度 は、特定護評 の目的にもの い。	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認められない	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク6:	問題は認められない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.29	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	皿 7. リスク1: ⑤	問題は認 められな い	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	II 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、全ての端末において、ログイン時には、生体認証(指静脈認証方式)を実施していること、マシン室
	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載し	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑨		(サーバの設置場所を含む。)の入退室は、入退室管理システムによりチェックを行っていること、バックアップ媒体は運用サイクルに沿って利用され、利用既定回数に達した媒体は、破壊、破棄を実施しており、廃棄履歴管理も行っていること等が具体的に記載されている。
	ているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑪		技術的対策として、外部からの不正アクセスを防止するため、インターネット利用端末と業務システム利用端末とは、ネットワークが分離されていること、情報漏えい対策のために、シンクライアント端末(データはサーバ室に保持し、操作端末にはローカル保存不可かつデータ持出し不可の端末)を導入していること、システムに保管すると、システムに保管すると、
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認 められな い	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	皿 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.31	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認 められな い	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(10)特軽請のは、(10)特軽がようにはは、(11)をののの等侵、額を調べて的を調べて的が、は、(11)をののの等侵、額を選出では、(11)をののの等侵、額を選出では、(11)をののの等侵、額を選出では、(11)をのののののののののののののでは、(11)をののののののでは、(11)をののののののでは、(11)をできる。	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や 懸念に対し、特定されたリ	74.公的年金等の給付にあたり、口座 情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して口座関係 情報を入手し、使用するが、その際 の取扱いに係るリスク対策について 具体的に記載されているか。 記載された対策は特定個人情報保 護評価の目的に照らし、妥当なもの か。	P.21 P.22 P.28 等	Ⅲ 3. リスク2 Ⅲ スク3 Ⅲ 以ス等	問題は認いい	・事務の目的を超えて口座関係情報等が利用できないように、口座関係情報等に不必要な情報が紐づかないようにアクセス制御されていること・個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが過去を含む時にのみ情報照会限ので、必要最小限の職員に関係情報を定じ、情報照会の口グ等を定するとともに、情報照会の口グ等を定り、本として登録をで、必要に応じ随時に分析し、不適切を手では、一次でので、必要に応じ、本として登録をで、必要に応じ、本をののとともに、情報にで、ののので、のので、利用によるといる手が、ののので、対が在報にで関係に、利用で、対が、は、対して、対が、は、対して、対が、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は

【総評】

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務においては、特定個人情報 ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題 は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 口座関係情報等の入手・使用に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネット利用端末と業務システム利用端末とはネットワークが分離されていること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり 確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である。